

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

平成 26 年（ワ）第 101 号、福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 473 名

被 告 東京電力株式会社

2015（平成27）年4月1日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

## 準 備 書 面（72）

避難指示解除準備区域における「故郷喪失」確定の時期

（準備書面 46・50 の補充）

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利

孝



同

広 田 次

男



同

鈴 木 堯

博



同

清 水

洋



同

米 倉

勉



同

笹 山 尚

人



外

「故郷（ふるさと）の喪失」による損害の発生は、帰還が不可能となった時に確定する。この点について、原告らは準備書面（50）において、避難指示区域の一般的な状況を問わず、LNT モデルの下における被害者（避難者）の平穩生活権侵害、自己決定権、予防原則の法理等に基づいた「帰還拒否の自由」を全面的に主張した。

さらに本書面においては、上記に関連して、避難指示解除準備区域の一般的・客観的な評価について、主張を補充する。

## 記

### 1 帰還が不可能な原告の被害—故郷喪失

#### （1）「帰還不可能」の確定時期の判断

原告らは、準備書面（46）において、「帰還が不可能な原告の被害—故郷喪失」の損害が何時の時点で確定的に認められるかについて検討し、特に帰還困難区域と居住制限区域における被害については、現時点で既に帰還不可能であることが確定しているものと解するべきことを主張した（同書面 20 頁～24 頁）。

そこにおいては、避難指示解除準備区域に関しては、他の論点と共に別途改めて主張する予定として、「今後あらためて主張を追加する予定である」旨付記した（同書面 25 頁）。

#### （2）避難指示解除準備区域における帰還不可能とされるべき時期

上記準備書面（46）に述べた通り、帰還可能か否かの判断は、いつかは帰還出来るという理論的・観念的な判断ではなく、帰還することが社会通念上可能かどうかという判断によって、その救済が図られる必要がある。

何故ならば、この判断は、原告のそれぞれが現実の社会生活を取り戻し、生活の再建を図るための場を、いつ・何処に求めるかという選択を迫られる、現実的な判断に他ならない。そうだとすると、それは遠い将来の観念的な可能性では無意味であって、社会通念上可能であるといえる現実的な時期でなければ、どこで生活を再建するかという実際的な選択の余地がな

くなるからである。

避難指示解除準備区域は、「年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」であり、「住民の一日でも早い期間を目指す区域」と位置付けられ、今後避難指示の解除が進む区域とされている。しかし、この区域についても、居住制限区域からの避難者についてと同様に、避難開始後、合理的な期間内に、放射能汚染レベルが十分に問題のない水準まで下がることによって、制度的条件として避難指示が解除されることはもとより、かつ地域における生活が可能なだけの、公共施設や医療、流通その他のインフラが復旧して、帰還の社会的諸条件が整わない限り、やはり故郷の喪失が確定したものと認められるべきである。

しかるところ、現在既に、避難開始から 4 年以上が経過している。そして、原賠審の中間指針第 4 次追補ですら、避難指示が解除されても、それから少なくとも 1 年（「相当期間」）が経過しなければ、上記の社会的諸条件が整うことはないと考えられている。

そうすると、仮に現時点において近い将来の時期に避難指示が解除されたとしても、避難開始から 5 年が経過した時点までに、社会通念上帰還可能とは言えないことになる。そうすると、現時点で既に事態は確定しており、避難指示解除準備区域についても、既に故郷の喪失が確定したものと評価されることになる。

けだしここでも同様に、5 年という期間は、既に社会生活における暫定的・過渡的な年数を超えており、もはや何らかの事業・就業・その他の社会的活動に踏み出さなければ、社会生活が継続し難くなる段階に至る年数というべきであって、避難開始から 5 年が継続しても帰還が出来ないことが確定している以上、社会通念上帰還が可能な現実的・合理的な期間を経過していると認められるからである。

このように、避難指示解除準備区域についても、故郷喪失による慰謝料ほかの損害の発生は、いずれも既に確定したものとして認められるべきで

ある。

## 2 帰還拒否の自由と故郷喪失慰謝料

第2に、避難指示解除準備区域の故郷喪失の損害の確定は、原告ら準備書面（50）における、「第1 帰還を望まない避難者の権利」（2～13頁）に記載したところも、これに相当する。

すなわち、上記のとおり、LNTモデルの下における被害者（避難者）の平穩生活権侵害、自己決定権、予防原則等の法理に基づいた「帰還拒否の自由」、すなわち被害の発生を回避するために帰還をしない決断をした避難者の意思が尊重されるべきである。そして「このような自己決定による帰還の拒否が、権利として保障されるためには、客観的に帰還が不能と言われる場合と同様の賠償が認められる必要がある。これによってはじめて、帰還拒否権が保障されることになる。」（同12頁）。

以上